

公の施設【基本情報】

別紙 8

施 設 名	旧笹川家住宅
所 管 部・課	南区役所地域総務課
所 在 地	新潟市南区味方216
根 拠 法 令	文化財保護法
設 置 条 例	重要文化財旧笹川家住宅条例
施 設 概 要	○重要美術品認定 昭和24年(1949年)4月13日 ○重要文化財指定 昭和29年(1954年)3月20日 ○建築年代 表門 天正年間(1573～1591年)と推定、三戸前口土蔵 文政3年(1820年)、居室部 文政4年(1821年)、表座敷及び土間 文政9年(1826年)、米蔵 慶応3年(1867年)、奥土蔵・雑蔵・文庫 江戸後期、飯米蔵 江戸末期、井戸小屋・外便所 明治期

施 設 の 設 置 目 的
重要文化財に指定された旧笹川家住宅を適正に保存し、公開することにより、市民の歴史及び文化に対する理解を深めます。
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 、 方 針 等
国指定の重要文化財として、適切な保存と活用に努めます。新潟市単独所有では唯一の重要文化財旧笹川家住宅(笹川邸)を広く広報し、貴重な施設財産であることを市民に認識していただき、かつ、身近な施設となるよう、各種イベントを実施します。